



会 報 No. 401 令和7年 4月23日

— 令和6年度分確定申告終了 —

今年も荏原青色申告会の確定申告期の相談業務は無事終了しました。

確定申告期は多くの会員の皆様にご利用されるため、なかなかお一人に対して十分な時間を取ることができませんでしたが、会員の皆様にご理解・ご協力を頂いた結果、期間を通して円滑に相談業務を行うことができました。記帳やその他のご相談も多くありましたが、今後は時間をとって丁寧に説明させて頂きますので、4月以降是非事務局にお越し頂ければと存じます。

また、今年度はインボイス制度開始2年目となりましたが、令和6年に入ってから登録番号を取得された方も多く、前年よりも多くの消費税申告者数となりました。事務局でもまず消費税のヒアリングから行っていきましたが、登録番号を取得したのに消費税の申告をしていないという方がいらっしゃいましたら、早急に事務局までご連絡をお願い致します。

今年度より、紙提出の申告書の控えに税務署の収受印が押なつさねくなりました。その影響もあり、申告書の提出につきましては、受付日が印字されるe-Taxで申告される方が前年よりも増加しましたが、東京税理士会荏原支部の先生方のご協力による代理送信、マイナンバーカードを利用して自身が行う本人送信の併用により、無事多くの方がe-Taxで送信することができました。

そして、今年も税務署の相談会場に「青色コーナー」を設置させて頂きました。今年は設置場所が相談会場の入口近い所に変更され、昨年よりも多くの方にご利用頂き、大いに「青色申告制度」と「青色申告会」をPRすることができました。

最後に、今回も相談時に来年の確定申告期指導日ご予約して頂きました。12月末頃ハガキにて指導日をお知らせする予定です。予約をしなかった方や指導を受けなかった方は、希望日をご連絡頂きますようお願い致します。

＜令和6年度確定申告期（1月21日～3月31日）報告＞

会を利用して所得税の申告書を提出された方	1,559名
会を利用して消費税の申告書を提出された方	311名
e-Taxの代理送信を利用された方	323名
e-Taxの本人送信を事務局から行った方	368名
青色コーナーをご利用頂いた方	103名
青色承認申請書を提出された方	36名
この期間に新しく会に入会された方	57名

令和6年度 第27回通常総会のご案内

本会通常総会を下記日程により行います。ご出席される方は同封のハガキより出席のご連絡をお願いします。

◆ 日 時 5月27日(火) 開始 午後4時

◆ 会 場 スクエア荏原 1Fイベントホール

※詳細に関しては別紙総会のご案内をご参照願います。

本総会の成立には、通常会員総数の過半数の出席が必要となります。当日出席できない場合でも、委任状を提出して頂ければ出席とみなされますので、ご欠席の場合は同封のハガキにて委任状のご返信をお願いします。(ご出席の場合も同封のハガキにてご返信願います。)

尚、簡易版の総会議案書を今回の会報に同封しておりますが、正式な総会議案書を必要とされる方は事前に事務局までご連絡願います。

総会にご欠席の方は委任状ハガキに署名しご返信願います。

確定申告期に委任状を提出された方は改めて委任状ハガキの返信は必要ございません。

【発行所】一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054

品川区西中延1-2-4

電話 (3783) 3494

FAX (3786) 4955

【発行責任者】会 長 櫻 井 英 夫



【署相談会場に設置された青色コーナー】

本会及び青色共済会費の「口座振替日」のお知らせ

引落日と引落金額につきましては固定となっておりますので下記内容をご参照願います。
現在は口座振替案内ハガキをお送りしておりませんので、何卒ご了承願います。

引落日・金額	本会会費	年 払 (4月～3月分)	引落日： 4月6日	金額： 24,000円
		半年払 (4月～9月分)	// ： 4月6日	金額： 12,000円
		// (10月～3月分)	// ： 10月6日	金額： 12,000円
	青色共済 (1名につき)	年 払 (5月～4月分)	// ： 4月6日	金額： 12,000円
		半年払 (5月～10月分)	// ： 4月6日	金額： 6,000円
		// (11月～4月分)	// ： 10月6日	金額： 6,000円

※引落日が土日の場合は翌月曜日

確認方法 引落結果につきましては**預金通帳への記帳等でご確認**願います。
経費計上方法 通帳の記載を確認したうえで経費計上願います。（以前お送りしていたお知らせハガキは元々領収書や納税証明にはお使い頂くことはできません。）

本会及び青色共済の会費【口座振替】のお願い

会費のお支払いにコンビニ払いをご利用されている皆様、是非「口座振替」をご利用願います。

口座振替にすると納付書を持ってコンビニや郵便局に行く手間が省けて便利です！

また、このたび、コンビニ払いの手数料が大幅に値上げされていることも踏まえ、口座振替への変更を何卒お願い申し上げます。ご連絡お待ちしております。



都税だより

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

(一定の要件を満たすもの)に対する固定資産税都市計画税を減免します(23区内)

減免の期間と額は、以下のとおりです

- ・建替え：新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免（居住部分に限る。）
ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。
- ・改修：改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相分までの税額を全額減免
（※耐震減額が適用される住宅については、耐震減額適用後の税額を全額減免）。
減免を受けるには申請が必要です。
詳細は、東京都主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

問い合わせ：住宅が所在する区にある都税事務所

青色申告会が行った「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望」が令和7年度も実現しました！

令和7年度も下記の軽減措置の継続が決定しました。

- 小規模住宅用地(200㎡まで)の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
- 小規模非住宅用地(400㎡以下の土地のうち200㎡まで)の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
- 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる軽減措置

青色申告会の会員の皆様、陳情ハガキによるご協力ありがとうございました。

この軽減措置は23区内に所在する土地が対象となりますので、会員の皆様だけでなく多くの皆様の税負担が軽減されていることになります。

青色申告会はこれからも税制に対する要望運動を展開してまいります。



本会の行事予定

5月

12日(月)	青年部総会
13日(火)	第4回理事会 第2ブロック会長専務 事務局長会議
19日(月)	女性部総会
27日(火)	第27回通常総会

6月

18日(木)	第1回税制指導委員会
20日(金)	女性部研修会
23日(月)	第1回総務事業委員会



編集後記

庭に生垣として植えているレッドロビンという木があり、いまこの木は新芽が鮮やかな赤い葉で成長するにつれて緑色になるとにかく丈夫な常緑樹なのですが、先日花が咲きました。そろそろ春になれば花くらい咲くだろうと思うかもしれませんが、植えてから約20年、初めて花が咲いたのを見たのです。何故20年一度も見ることがなかったのか。調べてみると原因がわかりました。私は最後に剪定をすることをせず、いつも年末にバツサリ剪定してしまうのですが、どうやらこれが原因だったようで、切りすぎると花が咲かないようです。今になって思えば確かにこの冬、忙しかったこともあり、いつもより葉をたくさん残していました。この花は白く小さい花が集まってまるで一つの花のように見える花です。（写真参照）よく見るとなかなか味がある花なので、毎年見れるように、今後は控えめに剪定しようと思います。



定額減税対象外など一定の要件を満たす事業専従者の方等へ 追加給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

□「調整給付金（不足額給付）」とは？

以下の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

青色事業専従者及び事業専従者（白色）のうち、個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要のある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給。

□ 給付の支給要件・手続き

個別に書類の提示（申請）により、以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税がゼロ（＝本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色専従者・事業専従者（白色）の方、
合計所得金額48万円超の方（＝扶養親族としても定額現対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

対象の方には市区町村から6～7月頃に案内が届く予定です。

（案内時期は市区町村によって異なります。）その時期を過ぎても、案内がない場合は、市区町村で把握できていない可能性がありますので、その場合は市区町村に必ず確認してください。

会員さんにはどんな業種の方がいるのかな？

令和7年4月現在の会員さんの業種ごとに人数を表にしてみました！改めて表をみると、本当に様々な職種の方がおりますので、何かあったときには青色申告会に連絡すれば、解決するかも！！

業種	主な職種	会員数	割合
建設業	大工、リフォーム、内装、塗装、防水、左官、設計、電気通信工事、配管工、造園など	136 名	7.55%
製造業	プレス・金属加・機械・プラスチック加工、畳、看板、パン・そば・菓子・豆腐製造など	73 名	4.05%
情報通信業	SE、プログラマー、IT、インターネットなど	41 名	2.28%
運輸業	運送、タクシー、介護タクシー、デリバリー、ウーバーイーツ、バイク便など	25 名	1.39%
卸売業、小売業	生花・食肉・乳製品卸、コンビニ、タバコ、洋品店、自転車、メガネ・時計、古本、青果、和菓子、からあげ、酒、氷、文具、ペットショップなど	135 名	7.49%
不動産賃貸業・管理業	不動産貸付など	713 名	39.57%
学術研究、専門・技術サービス業	税理士、司法書士、社労士、土地家屋調査士、行政書士、コンサルタント、イラストレーター、デザイナーなど	124 名	6.88%
飲食業	食堂、居酒屋、スナック、喫茶店など	156 名	8.66%
生活関連サービス業、娯楽業	クリーニング、コインランドリー、ハウスクリーニング、旅行、俳優、ミュージシャン、葬祭業、占いなど	31 名	1.72%
理容業・美容業	理容室、美容室、メイク、ネイル、エステ、脱毛など	115 名	6.38%
教育、学習支援業	学習塾、講師、教室、インストラクター、トレーナーなど	27 名	1.50%
医療、福祉	医師、歯科医師、看護師、整骨院、整体、鍼灸、歯科技工士など	75 名	4.16%
サービス業	事務、業務委託、家政婦、イベント、トリミング、カウンセラー、研究など	90 名	4.99%
上記以外	保険代理店、議員、その他	61 名	3.39%
合計		1,802 名	100.00%

※主な職種は順不同。また、あくまでも一部抜粋で全ての職種を表示しているわけではありません。

確定申告の見直しをしてみましょう！

税金を少なく計算していた時

【修正申告】

納める税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かった時は「修正申告」をして正しい税金に訂正して下さい。訂正の仕方は修正申告書に必要事項を記入して提出します。

自発的に修正申告をした時には加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。なるべく早く修正申告して下さい。

なお、新たに納めることになった税金は修正申告をする日に納めて下さい。

税金を多く計算していた時

【更正の請求】

納める税金が多かったり、還付を受ける税金が少なかった時は証拠書類を添付の上「更正の請求」をして、その訂正を求めることができます。更正の請求ができるのは、原則として確定申告の法定申

告期限から5年以内です。

確定申告がお済みでない時

申告を忘れていた時は申告期限後でも確定申告をすることができますので直ちに申告して下さい。
自発的に期限後申告をした時は無申告加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。
なお、新たに納めることになった税金は申告をする日に納めて下さい。

－消費税－ もう一度、申告の有無をご確認願います！

◆令和4年分の課税売上高※1が1,000万円を超えている方（コロナ給付金・協力金の収入は除きます）

◆令和6年12月までにインボイス登録番号を取得し発行事業者となった方は方令和6年分は消費税の申告が必要になります。

※1 課税売上高とは…消費税が課税される取引の売上高（税抜き）と輸出取引等の免税売上金額の合計金額です。
令和4年分が消費税の納税義務者でない場合は課税売上高を計算するにあたって、税抜きの処理をはできません。

◆令和6年分の課税売上が1,000万円を超えた方

令和8年分は消費税の申告が必要になります。

消費税申告について本則課税ではなく簡易課税を選択時する場合は、令和7年12月

31日までに届出書を税務署に提出する必要があります。

※既に簡易課税の届出をされている方は再度の提出は必要ありません。

荏原税務署からのお知らせ

// 申告漏れがあった場合には・・・ //

売上にに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上についての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- 法人
- 消費税の課税事業者

通会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる書類